

生物多様性あつぎ戦略の改定について

1 生物多様性あつぎ戦略と新型コロナウイルス感染症の影響

生物多様性あつぎ戦略は、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、本市における「生物多様性地域戦略」として平成 25 年 3 月に策定しています。

目指すべき将来像を 2050 年、短期目標を 2020 年と設定しており、短期目標の年次は経過していますが、生物多様性に関する国際的な目標の採択や、基本となる生物多様性国家戦略（以下「国家戦略」という。）の策定が、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う延期が続いていることから、生物多様性あつぎ戦略についても改定を見合わせている状況です。

(1) 国際的な目標採択の延期

COP10(生物多様性条約第 10 回締約国会議)で採択された愛知目標（2011-2020 年）に次ぐ生物多様性に関する国際的な目標について、2020 年に中国・昆明で開催の COP15 で採択予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっています（2021 年 10 月にオンライン方式にて会議開催、2022 年 4～5 月に対面方式の会議を経て採択予定）。

(2) 次期国家戦略策定の延期

現行の国家戦略は、愛知目標の達成に向け平成 24 年に策定された生物多様性国家戦略 2012-2020 ですが、COP15 の開催延期に伴い次期国家戦略の策定は 2022 年秋以降に延期されています。

(3) かながわ生物多様性計画の改定の延期

神奈川県生物多様性地域戦略である「かながわ生物多様性計画（2016-2020 年度）」については、次期国家戦略の基本方針に沿ったものとするため、計画期間を延長し国家戦略策定後に改定作業を進めると聞き及んでいます。

【参考】生物多様性基本法（抜粋）

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 今後のスケジュール（予定）

令和 4 年度秋頃を目途に、市民等に向けたアンケート調査を実施し、令和 5 年度にアンケート調査の結果や生物多様性国家戦略等を踏まえ、生物多様性あつぎ戦略の改定作業を進めます。